

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働安全衛生研究所）  
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（労働安全衛生に関する調査研究）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

厚労省が、委員会を立ち上げ調査研究を実施するか、もしくは、民間研究機関へ研究費を交付することで、より効率的、効果的な研究成果が期待できる。

公金を使った調査研究は、ただ研究を行い、その結果を公表すればいいというのではなく、研究テーマの設定、その結果の公表方法において国民の納得感が得られるものでなくてはならない。

しかしながら、当該研究所の「研究成果」のひとつ、パソコン利用のアクション・チェックポイント」は果たして「我が国唯一の行政ミッション型研究機関」の研究成果としては、理解に苦しむ内容である。研究所からは、言外に「各種調査に基づいた文書であり、科学的な分析がほどこされている」といった主張がなされていたが、その誇るべき成果が、第三者の普通の理解力で読み取れないということは、この主張もまた研究所の自己満足に過ぎないとの評価が成り立つ。

- ・ 同研究所が仕分け人に提出した「説明資料」にある外国研究機関のうち、英国のケースを調べてみると、同研究所は英国国民の労働環境の権利を保全するための研究を行い、どんな結果が得られ、さらには労働環境がどのように改善されたかを、毎年度の「年次報告書」で明らかにしている。結果の伴ったこのような取り組みと比較して、同研究所の研究姿勢はいかにも見劣りがする。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 国民に対して透明性が高く納得性のある研究テーマを実施し、効果を示すべき。この程度のものなら大学へ委託すればすむものではないか。これ以上の経費削減は無理であり、人員削減しかない。その点現実的にはニーズのあるところに業務を移管していくことが考えられる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 競争的研究資金および受託研究費の積極的獲得が必要である。予防に結びつく研究が必要。
- ・ 受託研究の比率があまりにも低い。研究能力のある企業が行った研究成果を確認・普及するといった取組みへの転換も考える必要がある。
- ・ 外部との協力、統合、大学委託等を要検討。
- ・ この研究所での業務がどれだけ労働災害の予防につながっているか疑問がある。現在の研究内容についてゼロベースで見直しを図ることが必要。すなわち、ここでやらなかったら何が困るのか、ほかに代替できるところはないのか。労働災害の中期削減目標に対してどう役立っていくのかの道筋を明確に示すことも必要である。

## 2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	1人	①廃止
	4人	②他独法との統合・移管
	1人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 0人	—	

### <具体的な意見>

#### 【①廃止】

厚労省からの現役出向者が20名もいるということは、当該研究所が独自に運営できないか、もしくは、厚労省の人事ローテーションの中で、ポスト不足を解消するために利用されているとしか考えられず、存在意義を見い出せない。

質問への研究所の答弁からは、受託収入（政府受託研究収入&民間受託研究収入）を伸ばすための具体的プランを持ち合わせているとは思えなかった。

社会的要請のある研究に対しては、直接、厚生労働省から大学や民間の研究機関に研究費を交付することで、十分な成果が得られるのではないかと考える。

#### 【②他独法との統合・移管】

- ・ 他独法へ移管して業務の効率化を図るか又は自己収入を高めるべき。本独法の社会的意義が高いだけにニーズがあるはずである。
- ・ 安全・健康をキーワードにした研究機関が多数存在する。健康はすべての総和であることを考えると、対象分野ごとに別個に存在させることは、有効ではない。類似機関との統合を、省庁を越えて積極的に進めるべき。
- ・ 長期的には、2カ所に分散している施設を1つに統合するべき。また、他組織（厚生労働省以外も含め）との協力、統合を検討すべき。
- ・ 他の研究機関と統合して総合的な研究を進める方が、労働安全衛生に資するところが大きいと感じる。国土交通省、消防庁、経産省などの関連機関と組織横断的な研究機関に統合し、研究内容や情報の共有と分析、及び体系的な労働衛生安全の促進に努めるべき（※）。メンタルヘルスに関しては、類似の研究を実施している機関は他にもあり、当研究所で続けることの意義を感じない。

※ 省庁間で情報が分断されていたために、アスベスト規制など問題解決の対応が大幅に遅れた例がある。